

公立大学法人長岡造形大学経営審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人長岡造形大学定款（以下「定款」という。）第18条第1項に規定する経営審議会（以下「経営審議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 経営審議会は、定款第18条第2項に規定する者をもって構成する。

2 定款第18条第2項第3号に規定する委員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事
- (2) 事務局長

(招集)

第3条 経営審議会は、定款第20条の規定に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の日時、場所、付議事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

(議長)

第4条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名した副理事長がその職務を代理する。

(議事)

第5条 経営審議会は、定款第21条第3項及び第4項の規定に基づき、議事を決する。

(審議事項)

第6条 経営審議会は、定款第22条に掲げる事項を審議する。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を経営審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第8条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第9条 経営審議会に関する事務は、総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。